

V 冷媒ガスの販売・貯蔵等

1 販売事業（法第20条の4、冷凍則第26条）

冷凍設備を販売する際、次に該当する場合には高圧ガス販売事業の届出が必要になります。
この場合は、「高圧ガス販売事業届書（一般則様式第21又は冷凍則様式第13）」を販売店を管轄する8ページの担当課に届出してください。

なお、冷凍設備の冷媒ガスを販売する場合は、冷凍則の販売事業ではなく、一般高圧ガス保安規則（以下「一般則」という。）又は液化石油ガス保安規則（以下「液石則」という。）の販売事業届が必要になりますので、ご注意ください。

（1）販売事業（冷凍則）の届出が必要となる場合（内規 冷凍保安規則 第26条関係）

一日の冷凍能力が20トン（冷凍設備内における高圧ガスがヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン、空気又はアンモニアの場合にあっては50トン）以上の冷凍設備内における高圧ガスを販売する場合。

（2）販売事業（一般則・液石則）の届出が必要となる場合

①冷凍設備に冷媒ガス（高圧ガス）を補充する場合

高圧ガスの販売（一般則・液石則）、高圧ガスの製造（一般則・液石則）に該当する場合があります。該当する場合は一般則第37条又は液石則第38条の販売事業の届出又は法第5条第2項の製造の届出（第二種製造者）が必要になります。

（例：冷凍設備のメンテナンス業者が、冷媒ガスを補充する形で販売する場合）

ただし、次の場合は高圧ガスの販売に該当せず、販売事業の届出は不要になります。

- （ア）内容積が1.2L以下の容器に入ったフルオロカーボンのみを販売する場合で、貯蔵数量が常時5m³（液化ガスの場合は50kg）未満の販売所で販売する場合。
- （イ）内容積が1L以下の法適用除外（政令関係告示第4条）の容器でのみ販売する場合

また、次の場合は高圧ガスの製造に該当せず、製造の届出は不要となります。

- （ア）1日の冷凍能力が3トン（冷媒ガスが二酸化炭素及び不活性のフルオロカーボンの場合は5トン）未満の冷凍設備に容器で直接充填する場合。
- （イ）法適用除外のフルオロカーボン回収装置（法施行令第2条第3項第6号）で直接充填する場合
- （ウ）内容積が1L以下の法適用除外となっている容器で直接充填する場合。

②冷媒ガス（高圧ガス）を容器に入ったまま販売する場合

高圧ガスの販売（一般則・液石則）に該当し、一般則第37条又は液石則第38条の販売事業の届出が必要となります。

ただし、次の場合は高圧ガスの販売に該当せず、届出は不要となります。

- （ア）内容積が1.2L以下の容器に入ったフルオロカーボンのみを販売する場合で、貯蔵数量が常時5m³（液化ガスの場合は50kg）未満の販売所で販売する場合。
- （イ）内容積が1L以下の法適用除外となっている容器で販売する場合。

2 冷媒ガス（高圧ガス）を販売する場合の手続き

（1）適用規則の分類

- ①冷媒ガス（高圧ガス）の入った冷凍設備ごと販売する場合 → 冷凍則の販売
- ②冷媒ガス（高圧ガス）の入った容器を販売する場合 → 一般則・液石則の販売
- ③冷凍設備に冷媒ガス（高圧ガス）を補充・充填する形での販売

→ 一般則・液石則の販売(製造にも該当する場合あり)

(2) 冷媒ガス(高圧ガス)を充填する冷凍設備ごとの分類

① 冷凍能力3トン(不活性のフロンは5トン)未満の冷凍設備 → 製造に該当せず

② 冷凍能力3トン(不活性のフロンは5トン)以上の冷凍設備

→ 製造に該当(反復継続して行う場合は、製造届(第二種)が必要)

ただし、法適用除外の容器・機器で充填する場合は製造に該当しない。

(3) 販売に使用する容器ごとの分類

① 法適用除外の容器(内容積1L以下) → 販売届出不要

② 内容積1.2L以下の容器のみ → 貯蔵数量が常時5m³(50kg)未満の場合は届出不要

③ 内容積1.2Lを超える容器 → 販売事業届が必要

※②、③の場合、貯蔵数量が300m³(3,000kg)を超えると第二種貯蔵所の届出が必要

(4) 冷媒ガスを充填する場合の分類

① 販売店・メンテナンス業者が充填する場合 → 第二種製造届が必要

ただし、充填が不定期かつ単発的な場合は届出不要(その他製造)としています。

② 機器所有者・使用者が自ら充填する場合 → 届出不要(その他製造)

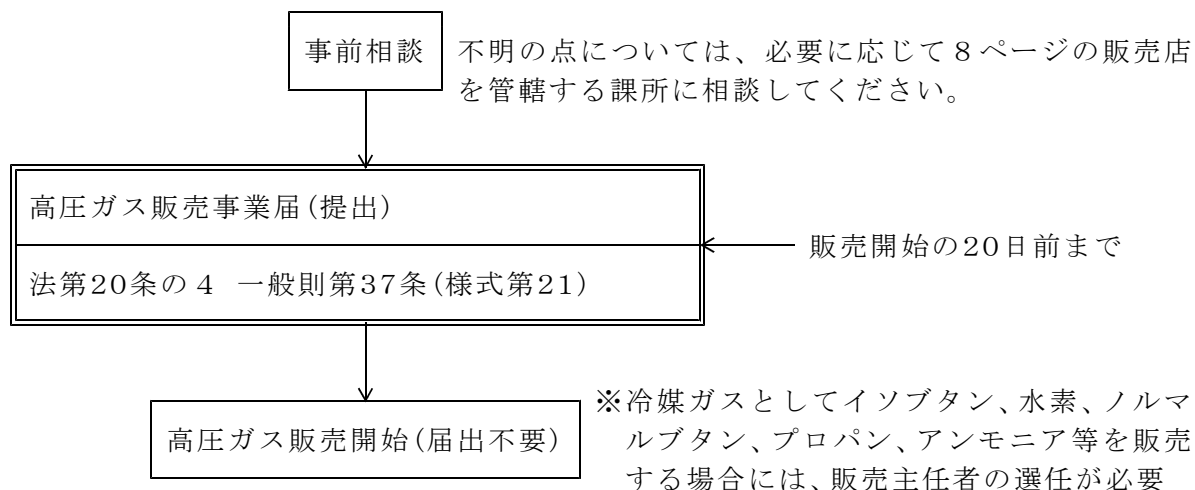
この場合、届出は不要ですが、一般則第13条の「その他製造に係る技術上の基準」に従って製造する必要があります。なお、冷媒ガスの充填を反復かつ継続して行う場合は、第二種製造届が必要となります。

3 販売事業届のフロー

届出件数の多い、冷媒ガスの販売(一般則・液石則)について説明します。

冷媒ガスの充填された冷凍設備の販売(冷凍則)については、8ページの担当課所にご相談ください。

(1) 販売事業届



4 販売事業届(法第20条の4 一般則第37条、液石則第38条)

(1) 提出時期

販売開始予定日の20日前までに提出してください。届出内容について、事前に8ページの設置場所を管轄する課所に説明を行い、技術上の基準に適合すること、書類に不備がないことを確認した後に届出することが望ましいです。

(2) 申請者

販売事業届の申請者は、販売店を営む事業所の代表者又は個人になります。申請書等を

冷凍機メーカー等が作成することは構いませんが、申請は申請者自らが行ってください。

(3) 手数料

届出手数料は無料です。

(4) 提出書類

① 高圧ガス販売事業届(様式第21)

② 添付書類(大きさはA4版とし、図面等は折りたたんでこの大きさにしてください。)

申請者区分		添付書類	備考
法人	個人		
○		申請手続きの権限を示す委任状(手引様式第3)	法人代表者(社長など)以外の者(工場長など)を申請者とする場合
○	○	販売計画書(様式第1)	次の事項を記載する。 1. 販売の目的 2. 販売の形態 3. 販売区域 4. 販売するガスの種類及び販売方法 5. 技術上の基準に関する事項
○	○	添付書類	次の付属資料を添付する。 1. 履歴事項証明書又は代表事項証明書(法人の場合) 2. 販売先保安台帳の様式(参考様式1) 3. 容器授受記録簿の様式(参考様式2) 4. 販売所案内図 5. 貯蔵施設機器配置図(平面、立面図) 容器置場の範囲の明示、出入口、窓、換気口、照明、充填容器・残ガス容器の区分、容器置場の掲示、緊急連絡先表示の位置等を記載する。 6. ガス漏えい検知設備、除害設備、保安電力の仕様書(貯蔵するガスが毒性・可燃性の場合のみ)

(5) 提出部数

1部(事業所控えにも受付印を押印しますので、提出用の他に1部持参してください。)

(6) 高圧ガス販売事業届書の記入要領

① 名称

ア 官公庁の場合は、官公庁名を記載し、出先機関名は()内に記載する。

イ 法人の場合は、法人名を記入し、支店、事業所、工場等の名称は()内に記載する。

ウ 個人の場合は、申請者の氏名を記入し、屋号があるときは、その名称を()内に記載する。

エ 名称欄には販売所名まで記載してください。

② 事業所(本社)所在地

ア 官公庁の場合は、本庁所在地

イ 法人の場合は、本社又は本店所在地

ウ 個人の場合は、申請者の現住所

③販売所所在地

販売所の住所を記載してください。

④販売をする高圧ガスの種類

販売する高圧ガスの種類を記載してください。フロン類の場合は、「フルオロカーボン134a」「R134a」のどちらの記載方法でも構いません。

⑤連絡先

申請書の内容について確認する場合がありますので、届出担当者の連絡先を記載してください。

様式第21（一般則第37条関係）

(記入例)

様式第21（液石則第38条関係）

様式第13（冷凍則第26条関係）

		×受付入力	年	月	日	×担当	
		×決裁入力	年	月	日		
		×データ更新	年	月	日		
高圧ガス販売事業届書	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">一般</div> 液石 冷凍	×整理番号					
		×審査結果					
		×受理年月日		年	月	日	
		×許可番号					
		名称(販売所の名称を含む)	茨城冷凍株式会社 水戸営業所				
事務所(本社)所在地	〒000-△△△△ 東京都千代田区霞が関1-2-3 ●●ビル						
販売所所在地	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6						
販売する高圧ガスの種類	R134a						

2021年 4月 1日

代表者 氏名 茨城冷凍株式会社
代表取締役 茨城 太郎

茨城県知事
~~県民センター長~~
~~日立商工労働センター長~~ } 殿

連絡先	担当部署名	施設課			
	担当者職氏名	係長 水戸二郎			
	電話番号	029-301-2891	事業所番号	法人 事業所	
	FAX番号	029-301-2885		- -	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。

(7) 販売計画書の記入要領

① 届出の内容

該当する項目を「」で囲んでください。

② 販売の目的

(ア) 用途 該当する項目を「」で囲んでください。

冷媒ガスの場合は、通常は「冷媒」になります。

(イ) 形態 該当する項目を「」で囲んでください。

冷媒ガスの場合は、通常は「容器」になります。

(ウ) 販売区域 高圧ガスを販売する地域を、市町村名で記載してください。

販売区域は茨城県以外の区域も指定できます。

③ 販売するガスの種類及び販売方法

区分、ガス名、圧縮・液化、最大貯蔵量、販売の方法について記載してください。

貯蔵量は液化ガスの場合は「kg」、圧縮ガスの場合は「Nm³」で記入してください。

フルオロカーボンの場合は、通常「その他のガス」「液化ガス」になります。

ガス名は、「フルオロカーボン134a」「R134a」のどちらの記載方法でも構いません。

なお、冷媒ガスを貯蔵して販売する場合、貯蔵量が300Nm³(3,000kg)を超えると貯蔵所としての届出が別途必要になります。(「7 貯蔵」参照)

④ 技術上の基準に関する事項(一般則第40条、液石則第38条)

冷媒ガスの販売の場合、一般則第40条第1号及び2号の基準が適用されます。

冷媒ガスを貯蔵して販売する場合は、一般則第18条第2号(容器の貯蔵の場合)も適用されますので、こちらも作成してください。

⑤ 添付書類

(ア) 販売先保安台帳の様式(参考様式1)

(イ) 容器授受記録簿の様式(参考様式2)

ともに記入例を参考に作成してください。

(ウ) 販売所案内図

事業所までの案内図(地図等のコピー)を添付してください。

(エ) 貯蔵施設機器配置図(平面、立面図)

貯蔵施設がある場合、図面に容器置場の範囲の明示(貯蔵庫や白線・柵等で区切った範囲)、出入口、窓、換気口、照明、充填容器・残ガス容器の区分、容器置場の掲示、緊急連絡先表示の位置、火気の制限範囲(不活性ガス及び空気の場合は不要)、換気設備運転(ある場合)・保守スペース(必要な場合)等を記載してください。

(オ) ガス漏えい検知設備、除害設備、保安電力の仕様書

販売のために貯蔵する高圧ガスが毒性ガス・可燃性ガスの場合は添付してください。

① 販 売 計 画 書

1 届出の内容(○で囲む)

② 新規届出 ・ 移転による新規 ・ 法人化 ・ 譲渡

2 販売の目的

(1)用途： 溶接 ・ 溶断 ・ 化学工業用 ・ 冷媒
消火設備用 ・ その他()

(2)形態： 容器 ・ ローリー ・ 導管 ・ 貨車 ・ 船舶

③ (3)販売区域： 水戸市内

3 販売するガスの種類及び販売方法

区 分	ガ ス 名	圧縮・液化	最大貯蔵量	販売の方法
特殊高压ガス		圧縮・液化		直送・借受・貯蔵 その他()
可燃性 毒性ガス		圧縮・液化		直送・借受・貯蔵 その他()
毒性ガス		圧縮・液化		直送・借受・貯蔵 その他()
可燃性ガス		圧縮・液化		直送・借受・貯蔵 その他()
液化石油ガス		圧縮・液化		直送・借受・貯蔵 その他()
酸素		圧縮・液化		直送・借受・貯蔵 その他()
その他のガス	R22、R134a、R404a R407a、R407c	圧縮・液化	50kg	直送・借受・貯蔵 その他()

<注>直送：自社は受発注を行うのみで、容器の授受・運搬等について他社に委ねる。

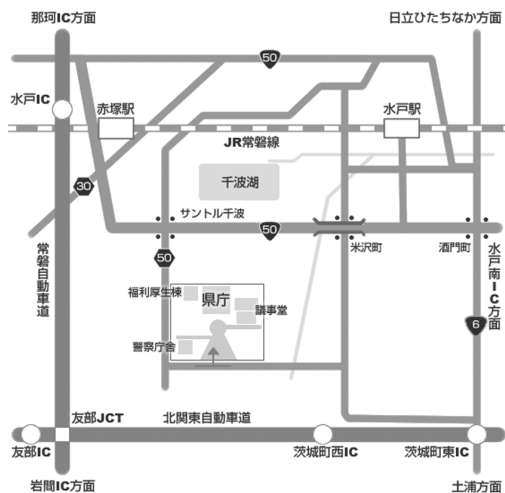
借受：自社で容器の授受・運搬等を行うが、容器置場を持たず、他社の容器置場を借受ける。

貯蔵：自社で容器置場を持ち、容器の授受・運搬等を行う。

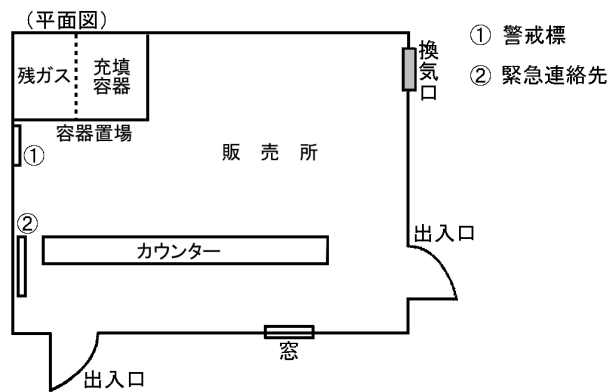
◎販売所及び貯蔵施設の位置図を添付すること。

④

1) 販売所案内図例



2) 貯蔵施設位置図例 (出来るだけ詳細に記載してください)



(紙 2)

別

(記入例)

販売業者等に係る技術上の基準(法第20条の6第1項)に関する事項
(一般高圧ガス保安規則第40条の技術上の基準に対応する事項)

条 項	対 応 事 項
保安台帳 (第1号)	1. 高圧ガスの引渡先の保安状況を明記した台帳を備えます。 2. 台帳には、 ①引渡先の名称及び所在地 ②引渡先に対する販売上の保安責任者 ③圧縮天然ガスを一般消費者を販売するものにあつては、引渡した容器から消費者における最初の閉止弁までの配管の状況及びそれらの付近の状況を示す図面並びにそれらの所在地を記載しています。
充填容器等の引渡し (第2号)	充填容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ当該ガスが漏えいしていないものをもって行います。

一般高圧ガス引渡先保安台帳

担当保安責任者(販売主任者)

引 渡 先	名 称						
	所 在 地						
	消費・引渡先						
直 接 の 消 費	取扱責任者						
	ガスの種類	消費の方法・使用の状態等					
		単 瓶	配 管			その他の消費方法	
		単瓶の集合	結束瓶	移動式液瓶	固定式液瓶	又は消費の目的	
者	摘 要						
販 売 業 者	販売事業届(許可)						
	販売主任者						
	ガスの区分						
	引渡すガスの種類						
	ガスの区分						
	引渡すガスの種類						
者	容 器 置 場	面 積					
		完 成 検 査					
		略図は別添のとおり					
	摘 要						

注)この台帳は、一般高圧ガス保安規則第40条第1号等に基づき販売事業者が作成し、取引の継続中は保管しなければならない。

(参考様式2)

(記入例)

年度

No.

販売台帳(容器授受簿)

仕入先(又は発注先)					販売先		容器の異常の有無		容器帰着先		施設異常		備考
月日	記号	ガスの種類	圧力(質量)	仕入先名	月日	販売先名	外面支障の有無	ガス漏れの有無	月日	帰着先名	月日	措置状況	

注1) 仕入先名には、伝票上の仕入れ先を記入する。販売店名には、伝票上の販売先名を記入する。
注2) 帰着先名には、高圧ガス容器が実際に返却されるガスメーカーや販売店の高圧ガス容器置場を所有する会社名を記入する。

5 販売事業者のその他の届出

(1) 高圧ガス販売主任者届(法第28条、一般則第72条第1項、液石則第70条第1項)

高圧ガス販売主任者を選任・解任したときには、「高圧ガス販売主任者届」を提出してください。

以下の高圧ガスを販売する販売事業者は、販売主任者を選任しなければなりません。

一般則(一般則第72条第1項)
アンモニア、クロルメチル、水素
液石則(液石則第70条第1項)
液化石油ガス(イソブタン、ノルマルブタン、プロパン、プロピレン)

- ①届出時期 選任・解任した後、遅滞なく。
- ②届出所 高圧ガス販売主任者届書(液石則様式第34、一般則様式第35)
- ③提出部数 1部(受付印を押印するので、申請書の事業所控えを持参又は郵送してください。)
- ④添付書類 高圧ガス製造保安責任者免状又は高圧ガス販売主任者免状の写し
一般則 甲種・乙種製造保安責任者免状、又は第一種販売主任者免状
液石則 甲種・乙種・丙種(特別試験科目を除く)製造保安責任者免状、又は第二種販売主任者免状
実務経験証明書 当該ガスについての製造又は販売に係る6ヶ月以上の経験を証明する書面
- ⑤届出先 販売店を管轄する課所(8ページ参照)

(2) 販売に係る高圧ガスの種類変更届(法第20条の7、一般則第41条)

販売する高圧ガスの種類を変更したときは、「販売に係る高圧ガスの種類変更届」を提出してください。

ただし、以下に掲げる同一区分内のガスの種類の変更は、「販売に係る高圧ガスの種類変更」に該当しないものとして取り扱っていますので、届出は不要です。

①液化石油ガス(炭素数3又は4の炭化水素を主成分とするものに限る)
②不活性ガス

- ①届出時期 変更した後、遅滞なく。
- ②届出書 販売に係る高圧ガスの種類変更届書(一般則様式第22)
- ③提出部数 1部(受付印を押印するので、申請書の事業所控えを持参又は郵送してください。)
- ④添付書類 なし。ただし、技術上の基準の変更(可燃性ガスを追加など)や容器置場の変更が伴う場合は、該当する部分を販売事業届を参考の上、添付してください。
- ⑤届出先 販売店を管轄する課所(8ページ参照)

(3) 高圧ガス販売事業承継届(法第20条の4の2、一般則第37条の2、液石則第38条の2)

高圧ガス販売事業者について、届出に係る事業の全部を譲渡し、又は販売業者について相続、合併若しくは分割があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、販売業者の地位を承継します。

販売業者の地位を承継した者は、「高圧ガス販売事業承継届」を提出してください。

- ①届出時期 変更した後、遅滞なく。
- ②届出書 高圧ガス販売事業承継届書(一般則様式第21の2、液石則様式第21の2)
- ③提出部数 1部(受付印を押印するので、申請書の事業所控えを持参又は郵送してください。)
- ④添付書類 承継の区分ごとに、下記の書類(コピー可)を添付してください。
- ⑤届出先 販売店を管轄する課所(8ページ参照)

承継の区分	必要な添付書類
譲渡	売買契約書、譲渡証明書等
合併・分割	履歴事項証明書、合併契約書、官報等、合併・分割の事実を証明する書類
相続	承継すべき相続人に係る全員の同意書

(4) 高圧ガス販売事業廃止届(法第21条第5項、一般則第44条、液石則第44条)

高圧ガスの販売の事業を廃止したときは、「高圧ガス販売事業廃止届」を提出してください。

- ①届出時期 販売の事業を廃止した後、遅滞なく。
- ②届 出 書 高圧ガス販売事業廃止届書(一般則様式第26、液石則様式第25)
- ③提出部数 1部(受付印を押印するので、申請書の事業所控えを持参又は郵送してください。)
- ④添付書類 なし。
- ⑤届 出 先 販売店を管轄する課所(8ページ参照)

(5) 代表者等変更届(手引様式第2)

法人名称、法人代表者、事業所名称又は事業所代表者の変更、本社所在地、事業所の住所表示の変更、その他の変更があった場合は、8ページの担当課まで「代表者等変更届書(手引様式第2)」を遅滞なく届け出てください。

なお、県内に複数の販売所等を設置している法人などの場合、一括して申請することもできます。その場合は、別紙に変更の対象となる販売所の一覧表を添付してください。

変 更 内 容	添 付 書 類
法人の名称変更	履歴事項証明書(コピー可)
法人代表者の変更	履歴事項証明書又は代表者事項証明書(コピー可)
事業所名称の変更	なし
住所表示の変更	履歴事項証明書(コピー可)
事業所代表者の変更	申請者が法人代表者以外の場合は、委任状(手引様式第3)

(6) 販売所の移転

販売所の所在地を変更(移転)したときは、旧所在地の販売所については「(4)高圧ガス販売事業廃止届」を、新所在地の販売所については「(1)販売事業届」を提出してください。

なお、住所表記の変更の場合は「(5)代表者等変更届」を提出してください。

6 機器製造業者(法第57条、冷凍則第63条及び第64条)

もっぱら冷凍設備に用いる機器であって、1日の冷凍能力が3トン以上(ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン(可燃性ガスを除く。))又は空気にあっては5トン以上の冷凍機の製造事業を行う者は、「機器製造業者」に該当し、技術上の基準に従って、その機器の製造を行わなければなりません。

7 貯蔵（法第15条、法第16条、冷凍則第20条、冷凍則第27条第2号）

一日の冷凍能力が20トン（冷凍設備内における高圧ガスがヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン、空気又はアンモニアの場合にあっては50トン）以上の能力を有する冷媒ガスの入った冷凍設備を店頭、倉庫等に置き製造の用に供していない場合は、「高圧ガスの貯蔵」に該当し、貯蔵の方法に係る技術上の基準に従わなければなりません。（例：エアコンディショナー等の在庫）
（内規 冷凍保安規則 第20条関係）

（1）技術上の基準（冷凍則第27条第2号）

冷凍設備には、転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取り扱いをしてはなりません。

（2）冷凍保安規則では、貯蔵する量（冷凍設備の台数）による「貯蔵所」の規定はありませんので、貯蔵所としての許可・届出は不要です。

（3）冷媒ガスを貯槽又は容器で 300Nm^3 以上貯蔵する場合は、高圧ガスの貯蔵所（一般則・液石則）に該当し、県への届出が必要です。この場合は県産業保安室（8ページ参照）までご相談ください。

（4）冷媒ガスを貯槽又は容器で 0.15Nm^3 （1.5kg）貯蔵する場合は、下記の高圧ガスの貯蔵の基準（一般則第18条、液石則第19条）が適用されます。

（貯蔵の方法に係る技術上の基準）

一般則第18条 法第15条第1項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 貯槽により貯蔵する場合にあっては、次に掲げる基準に適合すること。
（省 略）
- 二 容器（高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。）により貯蔵する場合にあっては、次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 可燃性ガス又は毒性ガスの充填容器等の貯蔵は、通風の良い場所ですること。
 - ロ 第6条第2項第8号の基準に適合すること。

一般則第6条第2項第8号

容器置場及び充填容器等は、次に掲げる基準に適合すること。

- イ 充填容器等は、充填容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。
- ロ 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の充填容器等は、それぞれ区分して容器置場に置くこと。
- ハ 容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。
- ニ 容器置場（不活性ガス及び空気のものを除く。）の周囲2m以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。
- ホ 充填容器等は、常に温度 40°C （容器保安規則第2条第3号又は第4号に掲げる超低温容器又は低温容器にあっては、容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの。以下第40条第1項第4号ハ、第49条第1項第4号、第50条第2号及び第60条第7号において同じ。）以下に保つこと。
- ヘ 充填容器等（内容積が5L以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

ト 可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らないこと。

- ハ シアン化水素を貯蔵するときは、充填容器等について一日に一回以上当該ガスの漏えいのないことを確認すること。
- ニ シアン化水素の貯蔵は、容器に充填した後60日を超えないものをする。ただし、純度98%以上で、かつ、着色していないものについては、この限りでない。
- ホ 貯蔵は、船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器（消火の用に供する不活性ガス及び消防自動車、救急自動車、救助工作車その他緊急事態が発生した場合に使用する車両に搭載した緊急時に使用する高圧ガスを充填してあるものを除く。）によりしないこと。ただし、法第16条第1項の許可を受け、又は法第17条の2第1項の届出を行ったところに従って貯蔵するときは、この限りでない。
- ヘ 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等において示された年月から15年を経過したもの（容器保安規則第2条第13号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器又は同条第17号の2に規定する圧縮水素運送自動車用容器にあつては、同規則第8条第1項第10号の充填可能期限年月日を経過したもの）を高圧ガスの貯蔵に使用しないこと。